

意匠法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部
を改正する省令案に対する意見公募要領

令和3年2月9日
特許庁総務課制度審議室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）の施行に伴い、意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）について所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で御意見の募集を行います。

2. 意見公募の対象

「意匠法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年2月9日（火）～令和3年3月10日（水）必着
（郵送の場合は終了日必着）

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。
なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

（2）電子メール

以下の電子メールアドレスに送信してください。

電子メール：PA0A00@jpo.go.jp

※件名を「意匠法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と明記してください。

（3）郵送

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

住所：〒100-8915

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

特許庁総務課制度審議室 宛て

※封筒に「意匠法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と明記してください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

